別記

様式第１号（第５条第１項関係）

年　　月　　日

銚子市災害時協力井戸登録申込書

銚子市長　　　様

銚子市災害時における協力井戸の登録に関する要綱第５条第１項の規定により、次のとおり申込ます。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 申込者  （所有者） | | 住所 | 銚子市 | | | | | |
| 氏名 |  | | 電話 | |  | |
| E-mail | |  | |
| 管理者  (申込者と異なる場合) | | 住所 | 銚子市 | | | | | |
| 氏名 |  | | 電話 | |  | |
| 井  戸  の  仕  様 | 所在地 | 住所と同じ　　住所とは別の場所（下欄に記入してください。） | | | | | | |
| 銚子市 | | | | | | |
| 井戸の数量 | （　　　）基　※下欄以降は最も水量の多い井戸について記入してください。 | | | | | | |
| 所在位置 | 宅地内（屋内　屋外）　田畑　　その他 | | | | | | |
| 動力 | 手動　　電動　 手動・電動併用 | | | | | | |
| 停電時の使用 | 可能　　 不可能 | | | | | | |
| 使用状況 | 日常的に利用  飲料水に利用  生活用水（洗濯，掃除，風呂等）に利用  その他（　　　　　　　　　　　　　 　 　　　　　）  日常的に利用していない | | | | | | |
| 水量 | 水量は確保されている  渇水時には枯れる  不明 | | | | | | |
| 水質検査 | 水質検査を定期的に実施している。  （水質検査結果　飲用可能 飲用不可）  水質検査は実施していない | | | | | | |
| 市 処 理 欄 | | 登録番号 | |  | | 登録年月日 | |  |

備考　１　記入要領：裏面参照

２　送付方法：郵送、FAX又はメールで送付ください。

３　送付先　：〒288-8601　銚子市若宮町1-1　銚子市総務課危機管理室

（電話）0479-24-8193　（FAX）0479-25-0277　（E-mail）antai@city.choshi.lg.jp

銚子市災害時協力井戸登録申込書記入要領

１　申込者

　　本制度に申込みされる方の住所、氏名、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレスを記入してください。

２　管理者

　　申込者とは別に井戸の管理者がおられる場合は、管理者の住所、氏名、電話番号を記入してください。

３　井戸の仕様

⑴　井戸の所在地

井戸の所在地が住所と同じ場合は、住所と同じの□に✔印を付けてください。

住所と異なる場合は、住所とは別の場所の□に✔印を付け、下欄に所在地を記入してください。

⑵　井戸の位置

井戸のある場所について宅地内、田畑、その他の別について、□に✔印を付けてください。宅地内については、屋内、屋外の別についても□に✔印を付けてください。

⑶　動力

井戸水の汲み上げ動力について、電動・手動のいずれかの□に✔印を付けてください。電動・手動いずれも使用可能な場合は、電動・手動併用の□に✔印を付けてください。

⑷　停電時の使用

電動については、停電時に自家発電機等により使用可能な場合、可能の□に✔印を付け、使用不可能な場合は、不可能の□に✔印を付けてください。

⑸　使用状況

井戸を日常的に利用されている場合は、「日常的に利用」の□に✔印を付け、井戸水の利用用途について飲料水、生活用水、その他の別についての□に✔印を付けてください。

あまり利用されていない場合は、「日常的に利用していない」の□に✔印を付けてください。

⑹　水量

井戸の水量について、該当するものの□に✔印を付けてください。

⑺　水質検査

水質検査の実施状況について定期的に実施されている場合は、「水質検査を定期的に実施している」の□に✔印を付け、水質検査結果について該当するものの□に✔印を付けてください。水質検査の結果は、最新の検査結果を記入してください。水質検査を実施されていない場合は、「水質検査は実施していない」の□に✔印を付けてください。

|  |
| --- |
| ■　災害時協力井戸登録台帳に登録後、登録決定通知書を送付いたします。  ■　災害時協力井戸として登録された井戸の所有者（管理者）の方には、次の事項についてご協力をお願いします。  １　災害時において、所有する井戸の水を地域住民等に無償で提供してください。  ２　「災害時協力井戸」の標識を、井戸所在地の門、扉、塀など近隣の市民の方がわかりやすいところに表示してください。  ３　善意に基づくボランティアの井戸のため、市が水質検査を実施したり、維持管理に要する費用等に対する助成はございません。 |